

引上げ分の地方消費税の使途について

引上げ分の地方消費税収（予算科目：地方消費税交付金）については、消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充当することとされていることから、本村では次のとおりとしています。

当初予算計上額

〔歳入〕

引上げ分の地方消費税交付金 55,000 千円

〔歳出〕

(単位：千円)

(款)	(項)	(目)	予算額	財源内訳		
				特定財源	一般財源	
					引上げ分の地方 消費税交付金	その他
民生費	社会福祉費	高齢者福祉費	40,458	4,083	16,300	20,075
民生費	社会福祉費	障害者福祉費	238,083	166,735	32,000	39,348
民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	16,667	2,661	6,200	7,806
民生費	児童福祉費	母子父子福祉費	1,956	977	500	479